



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 21 日 (金)
第 7 9 2 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (791) (福祉保健課) 2 不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱の一部改正 (792) (消費生活センター) 2 家畜伝染病の発生 (793) (畜産課) 4 土地改良区の定款の変更の認可 (794) (耕地課) 4 土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (795) (〃) 4 保安林の指定の解除 (3 件) (796~798) (森林保全課) 4 保安林の指定施業要件の変更予定 (6 件) (799~804) (〃) 5 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (805) (水産課) 9 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (806) (東部総合事務所県民局) 9 指定居宅サービス事業者の指定 (807) (東部総合事務所福祉保健局) 9 指定居宅介護支援事業者の廃止 (808) (〃) 10 指定介護予防サービス事業者の指定 (809) (〃) 10
◇ 内水面漁 管委告示	ブラックバス等の再放流の禁止に関する指示 (10) 11
◇ 公 告	平成 19 年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職 (3 回目) 等) の実施 (人事委員会事務局任用課) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (治山砂防課) 14

告 示

鳥取県告示第 791 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンターシルバー 倉吉	倉吉市福庭町 二丁目145	訪問介護	平成 19 年 7 月 12 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンターシルバー 倉吉	倉吉市福庭町 二丁目145	介護予防訪問 介護	平成 19 年 7 月 12 日
医療法人鳥取 愛心会	倉吉市関金町関 金宿2710-1	医療法人鳥取愛 心会通所介護関 金クリニック	倉吉市関金町 関金宿2710- 1	介護予防通所 介護	平成 19 年 8 月 1 日

鳥取県告示第 792 号

不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱（平成 16 年鳥取県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指導)</p> <p>第 5 条 所長は、条例第 11 条の 4 第 1 項の調査の結果、当該事業者が<u>不当な取引方法を用いているおそれがある</u>と認められ、<u>それによる消費者の被害の拡大及び再発防止のため必要がある</u>と認めるときは、当該事業者に対し、<u>当該取引方法又はそれについての消費者苦情相談を示した上で、口頭又は書面により取引方法の改善を指導するとともに、様式第 1 号の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(勧告等)</p> <p>第 6 条 条例第 11 条の 6 第 1 項の規定による勧告は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>条例第 11 条の 4 第 1 項の調査の結果、当該事業者が不当な取引方法を用いていると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>前条の指導を行った後においても、当該指導前に寄せられたのと同様の消費者苦情相談が寄せられること等により、当該事業者が取引方法を改善していないと認められるとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に該当する場合において、違反の程度が軽微であり、又は再発する可能性が低いと認められるときは、前条の例により指導を行うものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(未然防止)</p> <p>第 10 条 条例第 11 条の 8 第 1 項の規定による調査又は指導は、<u>次の各号のいずれかに該当し、当該事業者による消費者の被害を未然に防止するため必要があると認められる場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>事業者が用いているおそれがある取引方法が特に悪質で、当該取引方法により深刻な被害が生じるおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>他の都道府県で不当な取引方法を用いた事業者が県内に進出してきた場合において、県内においても不当な取引方法を用いるおそれがあると認められるとき。</u></p>	<p>(指導)</p> <p>第 5 条 所長は、条例第 11 条の 4 第 1 項の調査の結果、当該事業者が<u>不当な取引方法を用いている</u>と認めるときは、当該事業者に対し、<u>当該取引方法の改善を指導するとともに、様式第 1 号の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(勧告等)</p> <p>第 6 条 条例第 11 条の 6 第 1 項の規定による勧告は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>当該事業者が前条の指導に従わないとき。</u></p> <p>(2) <u>その他特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>(未然防止)</p> <p>第 10 条 条例第 11 条の 8 第 1 項の規定による調査又は指導は、<u>他の都道府県で問題を起こした事業者が県内に進出してきた場合において、県内においても不当な取引方法を用いるおそれがあると認められ、かつ、当該事業者による消費者の被害を未然に防止するため必要があると認められる場合に行うものとする。</u></p>

鳥取県告示第 793 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町	平成19年9月4日

鳥取県告示第 794 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、不入岡堰土地改良区の定款の変更を平成19年9月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 795 号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業高住地区農業用道路）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年9月21日から同年10月11日まで

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 796 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市和田町字新川尻3255の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

鳥取県告示第 797 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市和田町字新川尻3256の1・3256の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

鳥取県告示第 798 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市和田町字新川尻3255の1・3256の1・3256の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

鳥取県告示第 799 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字口宇波字中ヶ谷755
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 800 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字口波多字ミソギ784の2、784の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 801 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字山根字榎木谷737の2、737の3、字長ヶ谷738の2、738の3、739の2、739の3、字下モ山741の1、742、744の1、745から751まで、字寺谷752から754まで、字寺谷口井手上ミ760の1、字荒神谷763、778、字小谷779、780、783、784、字松居ヶ谷785、789、790、790の1、791から793まで、795、796の1、796の2、字松居ヶ谷井手上797、798、799の2、字杉ヶ谷山802

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 802 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大背字火尾ノ谷1464

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 803 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字波多字マタケ556の1、556の3、562の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 804 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市北野字八幡西平685、685の1、広瀬字白山819の6から819の9まで、819の11、819の12、819の14、820の1、823の1、字芦谷1050の15、1050の16、1051、字反橋谷1316の1、字納金山1317の1、1317の2、1318、1319、字大運渡1404の1、1404の2、1405、みどり町3505の1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
広瀬字白山819の6から819の9まで、819の11、819の12、819の14、820の1、823の1、みどり町3505の1(次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市八幡町3582・3583の1・3584の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 805 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、岩美加入区及び泊中部加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 806 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 11 月 11 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 19 年 9 月 11 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO 法人夢ハウス

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小柴 千鶴

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市南吉方一丁目 2-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は障害者に対して、IT を活用した就労を目指し、職業訓練や就職支援、在宅就労に関する事業を行い、それにより得た技術を生かした障害者就労支援に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 807 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
合同会社 S・T・M 代表社員 木村 美由紀	鳥取市菖蒲 732	かもめヘルパーステーション	鳥取市菖蒲 732	訪問介護	平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県告示第 808 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
株式会社メディコーとっとり 代表取締役 池成 福巳	鳥取市末広温泉町 566	居宅介護支援事業所 虹の家おかじま	鳥取市吉方温泉二丁目 118	平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県告示第 809 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
合同会社 S・T・M 代表社員 木村 美由紀	鳥取市菖蒲 732	かもめヘルパーステーション	鳥取市菖蒲 732	介護予防訪問介護	平成 19 年 9 月 11 日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 10 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

1 指示内容

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 指示期間

平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

公 告

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（3 回目）等）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
土木	4 名程度
機械	1 名程度
薬剤師	1 名程度
保健師	3 名程度
文化財主事	1 名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職等

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 170,200 円（文化財主事にあっては 190,500 円）のほか諸手当が支給される。

なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例

第 44 号) 第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、166,796 円 (文化財主事にあっては 186,690 円) である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 土木及び機械 昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

イ 保健師、薬剤師及び文化財主事 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
薬剤師	薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号) 第 2 条の規定により薬剤師に係る免許を受けた者又は平成 20 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号) 第 7 条第 1 項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成 20 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
文化財主事	次のいずれにも該当する者 (1) 考古学若しくは歴史学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成 20 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者又は考古学若しくは歴史学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成 20 年 3 月 31 日までに修了見込みの者 (2) 埋蔵文化財の発掘経験を有する者

(3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験 (多肢選択式) 及び専門試験 (多肢選択式及び記述式)

(2) 試験の期日

平成 19 年 10 月 28 日 (日)

(3) 試験の場所

鳥取県庁第 2 庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

ア 文化財主事

実技試験、論文試験、人物試験及び適性検査

イ アに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 実技試験、論文試験及び適性検査

平成 19 年 11 月 25 日 (日)

イ 人物試験

平成 19 年 12 月 3 日（月）及び同月 4 日（火）

(3) 試験の場所

ア 実技試験、論文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目 220

イ 人物試験

鳥取県庁第 2 庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 合格者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 19 年 11 月 13 日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成 19 年 12 月 19 日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成19年9月21日（金）から同年10月11日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成19年10月11日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

（イ）受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年9月21日（金）午前0時から同年10月11日（木）午後12時まで

11 その他

- （1）受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行くこと。
- （2）受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- （3）試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県土砂災害警戒情報システム整備業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成19年8月20日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社日立製作所中国支社
広島県広島市中区袋町5-25 |
| 5 落札金額 | 75,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成19年7月10日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部治山砂防課
鳥取市東町一丁目220 |